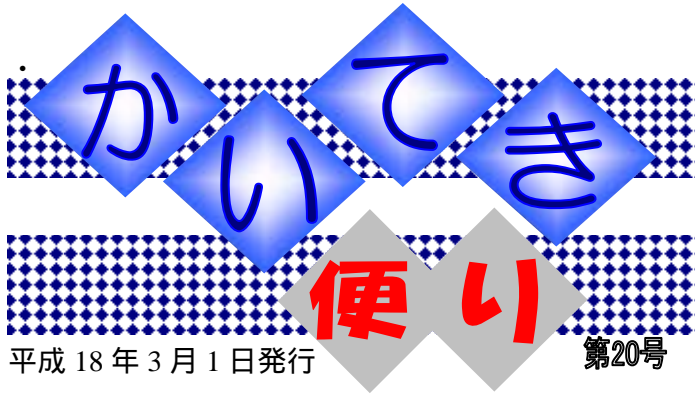


「かいてき便り」を事業所内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！



平成 18 年 3 月 1 日発行

第20号

INDEX

最近の動向

「全国介護保険担当課長ブロック会議が行われました」

「第 6 回高齢者虐待を考える会」を開催しました

報酬算定・運営基準のQ & A

「4月から居宅介護支援費はどう算定するの？」

「4月から軽度者は福祉用具貸与を受けられないの？」

お知らせ

「介護保険事業者指定に係るご案内」

全国介護保険担当課長ブロック会議が行われました **最近の動向**

さる2月24日、厚生労働省にて、全国介護保険担当課長ブロック会議が開催されました。本会議では、本年4月の制度改正に向け、新たな政省令等(案)の総括説明が行われた他、新規サービスに関する指定基準や報酬解釈等の取扱いが示されました。

開会にあたり磯部老健局長から挨拶があった後、介護保険課から施行令・施行規則の改正内容のうち、保険料・地域支援事業に関する事項や市町村事務受託法人に関する取扱いについて説明があ

りました。引き続き、老人保健課、計画課、振興課から、介護報酬及び指定基準の改正内容について、それぞれ所管のサービスの取扱いについて説明がありました。

政省令等の公布は3月中に順次行われますが、既に本会議資料がWAMNET(<http://www.wam.go.jp>)に掲載されておりますので、改正の概要については、本資料をご覧ください。



磯部老健局長の挨拶の様子

「第6回高齢者虐待を考える会」を開催しました **最近の動向**

2月10日、都庁第二庁舎1階二庁ホールにおいて、「第6回高齢者虐待を考える会」を開催しました。今回は、「高齢者虐待防止に向けた体制構築のために - 東京都高齢者虐待対応マニュアル -」の最終報告案について検討を行い、都に最終報告を提出しました。

「考える会」が発足した平成16年12月頃には、「高齢者虐待」の明確な定義もなく、虐待に対する認識は関係者の間でも違いがありました。その後、1年3か月にわたる検討の中で、区市町村を対象とした高齢者虐待事例情報調査等を実施して都内の状況を把握するとともに、学識経験者、事業者、都民、行政関係者などが、それぞれの立場から積極的に高齢者虐待への対応を協議してきました。また、昨年11月には「高齢者虐待防止・養護者支援法」が成立し、来る4月1日から施行されることから、最終報告にはこれに対応するための記述も随所に盛り込まれています。

都では、この報告を受けて、本年3月に「東京都高齢者虐待対応マニュアル」を作成し、区市町村を中心に配布します。

【東京都高齢者虐待対応マニュアル目次】

- 第1章 高齢者虐待とは
- 第2章 高齢者虐待対応のしくみの構築について
- 第3章 高齢者虐待への対応における基本的な考え方について
- 第4章 高齢者虐待への対応の基本的な流れとポイント
- 第5章 やむを得ない事由による措置の活用について
- 第6章 成年後見制度の活用について その他資料編

【問い合わせ先】 在宅支援課認知症支援担当 TEL 03(5320)4276

Q 4月から居宅介護支援費はどう算定するの？

報酬算定・運営基準のQ&A

A: 新たな居宅介護支援費は、要介護者のサービス利用状況や業務の実態を適切に反映するため、要介護度別の報酬設定となります。また、介護支援専門員一人当たりの取扱い件数によって報酬の単価が異なり、一定の件数を超えると当該事業所全ての報酬単価が低くなります。

居宅介護支援費

居宅介護支援費() <取扱い件数 40件未満>	要介護 1・2 要介護 3・4・5	1000 単位/月 1300 単位/月
居宅介護支援費() <40件以上 60件未満>	要介護 1・2 要介護 3・4・5	600 単位/月 780 単位/月
居宅介護支援費() <取扱い件数 60件以上>	要介護 1・2 要介護 3・4・5	400 単位/月 520 単位/月
経過的要介護居宅介護支援費()	経過的要介護	850 単位/月



ポイント

例えば指定居宅介護支援事業所の利用者数を当該事業所の常勤換算の介護支援専門員数で除いた数が50件の場合、その事業所のケアプラン全てについて居宅介護支援費()を算定します。18年9月末までの間、取扱い件数の算定にあたっては、介護予防支援に係る受託及び経過的要介護者の数を除きます。

Q 4月から軽度者は福祉用具貸与を受けられないの？

報酬算定・運営基準のQ&A

A: 要支援者(要支援1・要支援2)、経過的要介護及び要介護1の者に対する福祉用具の貸与については、自立支援に十分な効果を上げるため、状態像から見て利用が想定しにくい品目については、原則として保険給付の対象外となります。ただし、既に福祉用具貸与を受けている利用者については、4月1日から6ヶ月間に限り給付を受けられる取扱いとなります。

4月以降給付対象とならない品目

車いす及び車いす付属品

例外者: 日常的に歩行が困難な者、日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者

特殊寝台及び特殊寝台付属品

例外者: 日常的に起き上がりが困難な者、日常的に寝返りが困難な者

床ずれ防止用具及び体位変換器

例外者: 日常的に寝返りが困難な者

認知症老人徘徊感知機器

例外者: 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障があり、かつ、移動において全介助を必要としない者

移動用リフト(つり具の部分を除く)

例外者: 日常的に立ち上がりが困難な者、移乗が一部介助又は全介助を必要とする者、生活環境において段差の解消が必要と認められる者

【問い合わせ先】 在宅支援課在宅運営係 TEL 03(5320)4274

介護保険事業者指定に係るご案内 お知らせ

～ 指定は政省令(指定基準)公布後に速やかに行います ～

1月6日付の介護予防指定申請の通知において、「1月申請は3月1日の準備指定、2月申請は4月1日の指定」とご案内したところですが、政省令(指定基準)の公布が予定より遅れていることから、3月1日の準備指定に合わせた審査・指定を行えない状況です。つきましては、政省令公布後、速やかに審査・指定を行い、指定事業所については「東京都介護サービス情報」等において公表することといたします。

また、加算等に関する具体的な手続に関しても、基準・添付書類の要件などが分かりしだい行う予定です。事前情報を含め、手続きに関し必要な情報については、指定業務同様、「東京都介護サービス情報」などでお知らせしますので、十分にご注意いただき、迅速な対応をお願いいたします。

「東京都介護サービス情報」: <http://www.kaigohoken.metro.tokyo.jp>

【問い合わせ先】 介護保険課事業者指定係 TEL 03(5320)4593